

労働委員会事務局関連用語集 (平成23年1月)

目 次

あ行	1
秋田紛争調整委員会、あっせん、あっせん案、あっせん員、あっせん員候補者、一部救済、打切り、ADR、黄犬契約	
か行	1
解決、関与和解、管理職組合、棄却、却下、行政訴訟、緊急命令、経費援助、結審、公益委員、公益事業、合議、合同労組、個別労働関係紛争、個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会	
さ行	2
再審査、参与委員、資格審査、証人等出頭命令、実情調査、支配介入、就業規則、終結の種類、使用者委員、職権あっせん、職権仲裁、職権調整、職権調停、審査委員、審問、全部救済、争議行為、争議行為の予告	
た行	3
代理人、単一労働組合、単位労働組合、団体交渉拒否、チェック・オフ、知事請求仲裁、知事請求調停、地方公営企業都道府県労働委員会、中央労働委員会、仲裁、仲裁委員、仲裁委員会、仲裁裁定、調査、調停、調停案、調停委員、調停委員会、特別調整委員、取下げ	
は行	4
バック・ペイ、被申立人、複線型システム、不調、物件提出命令、不当労働行為、不利益取扱い、紛争調整委員会、平和条項、補佐人、補助参加、ポスト・ノーティス	
ま行	5
無関与和解、命令、申立人	
や行	6
ユニオン・ショップ	
ら行	6
連合団体、労使協定、労働委員会、労働委員会の調整機能、労働関係紛争、労働協約、労働組合、労働組合の組織率、労働者委員、労働争議	
わ行	6
和解	

あ行

秋田紛争調整委員会

秋田労働局に設置されている紛争調整委員会のこと。大学教授や弁護士など6名の委員があっせん委員となりあっせんを行っている。

あっせん

労働委員会の会長が指名した「あっせん員」が労働争議の当事者である労使双方の主張を確かめ、当該紛争の争点を明らかにして、労使間の意思疎通を図りながら、労使間の歩みよりを図り、紛争の解決につとめる方法。

あっせん案

労働争議のあっせんにおいて、あっせん員が作成する争議の解決案のこと。労使の歩み寄りが図られて、提示されたあっせん案を労使双方が受諾すれば、あっせんは成立し事件は解決する。

あっせん員

「あっせん員候補者名簿」に記載されている者の中から会長によって指名される労働争議のあっせんを行う者のこと。また、労働委員会の同意を得て「あっせん員候補者名簿」に記載されていない者を臨時のあっせん員に委嘱することができる。

あっせん員候補者

労働委員会が、総会の決議に基づいて委嘱したあっせん員となる候補者のこと。学識経験を有し、労働争議の解決につき助力できる者でなければならず、各労働委員会で若干の差異はあるが、労働委員会の現委員全員の他、事務局長等事務局幹部職員が委嘱されている。

一部救済

「命令」を参照。

打切り

あっせんにおいては事件が解決される見込みがないとき、調停及び仲裁においてはやむをえない事由のために調停又は仲裁を継続することができなくなったときに、その事件から手を引くこと。

A D R

Alternative Dispute Resolution の略称。裁判外紛争処理。裁判によらないで紛争の解決を図ること。労働委員会もA D R 機関（紛争処理を行う第三者機関）の一つ。

黄犬（おうけん）契約

「不当労働行為」を参照。

か行

解決

「あっせん」においてはあっせん案の受諾や協定の締結、「調停」においては調停案の受諾、「仲裁」においては仲裁裁定により労働争議が終結すること。

関与和解

「和解」を参照。

管理職組合

役員、人事権を有する監督的労働者など管理職を構成員とする組合。

棄却

「命令」を参照。

却下

「命令」を参照。

行政訴訟（労働委員会に対する）

不当労働行為救済申立事件に関する労働委員会の命令や決定に不服の当事者が労働委員会を被告として、裁判所へ命令や決定の取消しを求めて提起する訴訟のこと。

緊急命令

使用者が労働委員会の発した救済命令の取消しを求めて裁判所へ行政訴訟を提起した際に、裁判所が使用者に対して判決の確定までその救済命令の全部または一部に従うよう命じること。

経費援助

「不当労働行為」を参照。

結審

審理が十分尽くされたと審査委員が判断して、審問を終結すること。

公益委員（都道府県労委の）

公共の利益を代表する委員のこと（弁護士、大学教授、学識経験者など）。労働者委員及び使用者委員の同意を得て、都道府県知事が任命する。

公益事業

公衆の日常生活に欠くことのできない運輸、郵便、電気通信、水道、電気、ガス供給、医療、公衆衛生の事業。

合議

結審した後に、公益委員会議において、命令の内容について審議し決定すること。審査手続において得られた資料（証言、証拠書類など）に基づいて事実を認定し、不当労働行為に該当するかどうかの判断が行われる。

合同労組

労働組合の形態の一種。企業の枠を超えて個人で加入できる組合で、主に中小企業の労働者により地域別や産業別に組織された組合のこと。

個別労働関係紛争

労働条件その他労働関係（差別、いじめ等）に関する事項についての個々の労働者と事業主間の紛争のこと。このような個別的な紛争が増加してきたことから、平成13年10月1日に「個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律」が施行され、国の労働局に設置された紛争調整委員会におけるあっせん制度や、地方行政の一環としての都道府県労働委員会におけるあっせん制度が行われている。

個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会

個別労働関係紛争の解決のための制度を運用している機関・団体等を構成員とする連絡会議のこと。構成員は、裁判所、秋田労働局、雇用労働政策課及び労働委員会事務局で、それぞれの制度の運用状況等についての情報交換を行うとともに、それぞれの機関・団体間における円滑な連携のための方策等についての話し合いを行う。

さ行

再審査

不当労働行為の救済申立てに対して労働委員会の発した命令や決定に不服の当事者が中央労働委員会に申し立てて行われる再度の審査のこと。

参与委員

不当労働行為の調査及び審問に参加する労働者委員及び使用者委員のこと。

資格審査（労働組合の）

労働組合が不当労働行為の救済申立てをする場合などに、その労働組合が労働組合法に定める資格要件に適合しているかどうかについて、労働委員会が審査すること。

証人等出頭命令

不当労働行為の審査手続きにおいて、当事者の申立て又は職権により、不当労働行為の

事実を認定するために必要な限度において、当事者又は証人に出頭し陳述させるために、労働委員会が発する命令のこと。

実情調査

労働争議が発生した場合に、会長が必要に応じて行わせる調査のこと。調整手続開始の前に行う事前調査の結果に基づいて、迅速に事件に対応できるほか、実情調査そのものが、当事者に接触することから、争議解決のきっかけになる場合もあり、事実上、調整的機能を有する。

支配介入

「不当労働行為」を参照。

就業規則

事業場において、その労働者の労働条件の具体的細目と労働者の守るべき職場規律を定めた規則のこと。常時10人以上の労働者を使用する事業場においては、一定事項について使用者は就業規則を作成することを労働基準法上義務づけられており、制定の際には、労働者の意見を聞き、その意見を付して労働基準監督署長に届け出なければならない。

終結の種類

労働争議の調整は解決、打切り、不調、取下げなどの事由で終結する。

使用者委員（都道府県労委の）

使用者を代表する委員のこと（会社経営者、使用者団体役員など）。使用者団体からの推薦に基づいて、都道府県知事が任命する。

職権あっせん

病院などの公益事業の争議のように、人命や社会に大きな影響をおよぼすおそれがあるにもかかわらず当事者にあっせん申請を行う意思が認められない場合等に、会長の職権により開始されるあっせん。

職権仲裁

労働委員会が、あっせんまたは調停を行っている地方公営企業等に関する労働争議について、仲裁を行う必要があると決議したときに開始される仲裁。

職権調整

労働争議の調整は、通常、関係当事者の双方又は一方の申請に基づいて開始されるが、申請によらないで職権により開始される「あっせん」、「調停」、「仲裁」の調整手続。

職権調停

公益事業、地方公営企業等の労働争議について、労働委員会が職権に基づいて調停を行う必要があると決議したときに開始される調停。

審査委員

不当労働行為の審査にあたる委員のこと。公益委員の中から会長が1人または数人（本県は2人）を選任する。

審問

当事者双方の立会いのもとで、不当労働行為の事実の有無について証拠調べを行う審査手続のこと。当事者が口頭で直接、主張を陳述したり、主張事実を立証するために証人尋問などが行われる。

全部救済

「命令」を参照。

争議行為

労働組合と使用者等労働関係の当事者が、その主張を貫徹することを目的として業務の正常な運営を妨害することによって相手方に打撃を与え、その譲歩を引き出そうとする集団的実力行使又はこれへの対抗行為のこと。同盟罷業（ストライキ）、怠業（サボタージュ）、作業所閉鎖（ロック・アウト）などが代表的なものである。

争議行為の予告

争議行為開始前に相手方等にあらかじめ争議行為を行う旨の通知をすること。労働協約において一定期間前に争議予告を義務づけていることが多い。公益事業については争議行為をしようとする日の少なくとも10日前までに労働委員会及び厚生労働大臣又は都道府県知事にその旨を通知しなければならないとされている。

た行

代理人

当事者から委任を受けて、不当労働行為の審査手続の遂行に関する一切の行為を行う者のこと。代理人になるには、会長（審査委員長または審査委員）の許可を要する。

単一労働組合

一般に労働者が個人として加入している労働組合であって、しかも、その支部ないし分会等がある程度組織としての独立性を有するような組合のこと。単一組合の支部、分会等の下部組織が本部規約とは別個に独自の組合規約を有し、また本部とは別個独立の執行機

関と意思決定機関を設け、本部とは相対的に独自の意思決定と活動ができるものであれば、それぞれの支部、分会等は労働組合（単位組合）であると解され、また単一組合自体は連合団体としての取扱いを受ける。

単位労働組合

労働者個人を直接の構成分子とする組織形態の労働組合のこと。労働組合法上、連合団体である労働組合以外の労働組合は単位労働組合であるとされる。

団体交渉拒否

「不当労働行為」を参照。

チェック・オフ（check off）

使用者が労働者に賃金を渡す前に賃金から労働組合費を差し引き、一括して労働組合に渡すこと。労働組合費の賃金からの天引き。

知事請求仲裁

地方公営企業等に関する事件につき、その社会的な機能ないし公益的な性格から日常生活にきわめて密接な関連をもち、国民生活に重大な支障をおよぼすことから、紛争の早期解決を図るため知事から労働委員会に対しての請求に基づいて行われる仲裁。

知事請求調停

公益事業もしくは地方公営企業等に関する事件、またはその事件が規模が大きい場合もしくは特別の性質の事業に関するものであるために公益に著しい障害をおよぼす事件について、知事から労働委員会に対しての請求に基づいて行われる調停。

地方公営企業

地方公共団体の経営する企業のうち、その職員の労働関係について地方公営企業等の労働関係法に関する法律が適用される企業のこと。地方鉄道事業、自動車運送事業、電気事業、ガス事業、水道事業、工業用水道事業などがある。

都道府県労働委員会（県労委）

「労働委員会」を参照。

中央労働委員会（中労委）

「労働委員会」を参照。

仲裁

労働委員会の公益委員の中から選ばれた仲裁委員3名をもって構成する仲裁委員会が、争議の実情を調査したうえで、仲裁裁定を与えて解決する方法。

仲裁委員

労働委員会に設けられる仲裁委員会を構成する委員のこと。仲裁委員は、仲裁裁定が拘束力をもつことから、その判断が利害関係によって左右されることを防止するため、公益委員または公益を代表する特別調整委員の中から、関係当事者が合意によって選定した者か、合意による選定がなされなかったときは関係当事者の意見を聴いて労働委員会の会長が指名する。

仲裁委員会

労働委員会において仲裁を行うために設けられる機関のこと。具体的事件発生の都度、労働委員会の会長から指名された仲裁委員3名によって構成される。

仲裁裁定

仲裁委員会が労働争議解決のために下す最終判断のこと。書面に作成し、効力発生の期日を記さねばならない。仲裁裁定には労働協約と同一の効力が与えられており、それによって争議の解決が図られる。

調査（不当労働行為の）

審問を開始するのに先立って、当事者の主張を整理して争点を明確にするなど審問の準備を主目的として行う審査手続。

調停

労働委員会の公益委員、労働者委員及び使用者委員の中から選ばれた調停委員で構成する調停委員会が、関係当事者から意見を聴き、調停案を作成して当事者に受諾を勧告し、あるいは調停案を公表して世論の圧力によって解決を図る方法。

調停案

労働争議の調停において、調停委員会が作成する争議の解決案のこと。調停案を当事者双方が受諾すれば、調停は成立し事件は解決する。この場合、調停案自体には当事者を拘束する法的な拘束力はなく、通常は、当事者間に調停案を内容とする協定が締結されることになり、関係当事者はその協定を遵守する義務を負う。

調停委員

労働委員会に設けられる調停委員会を構成する委員のこと。公益委員、労働者委員及び使用者委員または特別調整委員の中から労働委員会の会長が指名するが、当該事件に直接利害関係のある者を調停委員にすることはできない。

調停委員会

労働委員会において調停を行うために設けられる機関のこと。具体的事件発生の都度、労働委員会の会長から指名された調停委員によって構成される。

特別調整委員

労働委員会の委員以外で、調停または仲裁にあたることのできる委員のこと。特別調整委員は、労働争議の実情等に関する専門的な知識あるいは豊富な体験を有する者が、労働委員会の行う労働争議の調整に参加することによって、労働争議の調整がより一層合理的に、またより一層迅速、円滑に進められることを期して設けられるものであるが、置かれた例はほとんどない。

取下げ（調整手続き中の）

調整の手続き中に、申請者が調整事項の全部または一部を取下げること。

取下げ（不当労働行為救済申立ての）

申立人が労働委員会に対して行う申立ての全部又は一部を撤回する旨の意思表示のこと。

は行

バック・ペイ（back pay）

不当労働行為の救済命令の一種。労働者が不当労働行為によって解雇された場合、労働委員会は使用者に対して労働者の復職とともに、解雇後復職までの間に受けるはずであった賃金相当額の支払いを命じることがある。その支払いのこと。

被申立人

不当労働行為を行ったとして申立人から救済を求められる使用者（申立ての相手方）のこと。

複線型システム

個別労働関係紛争解決制度としては、司法機関が行う裁判及び民事調停、行政機関が行う相談、助言・指導、あっせん等、民間団体等が行う相談、あっせん等など様々なものがあるが、個別労働関係紛争の解決に当たり、これら複数の機関がそれぞれの機関等の性格にあった機能を持ち、いずれの機関を利用するかについては紛争当事者が期待する解決方法に即して選択できるシステム。

不調

提示されたあっせん案や調停案を関係当事者の双方または一方が受け入れず、不成立で終わること。

物件提出命令

不当労働行為の審査手続きにおいて、当事者の申立て又は職権により、不当労働行為事件に係る帳簿書類等その他物件（その物件によらなければ事実認定が困難となるおそれがあると認められるもの）をその物件の所有者に提出することを命じること

不当労働行為

労働組合法第7条において禁止された使用者の反労働組合同的行為のこと。不当労働行為として禁止される行為は、次のとおり。不当労働行為があったときは、1年以内に、労働組合または労働者個人は、労働委員会に対して救済の申立てを行うことができる。

(1)不利益取扱い（労組法7条1号）

労働者が労働組合の組合員であること、労働組合に加入したり結成しようとしたこと、労働組合としての正当な行為をしたことを理由として、労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをすること。労働者が労働組合に加入しないこと、または脱退することを雇用条件 とすること。
（黄犬〔おうけん〕契約）

(2)団体交渉拒否（労組法7条2号）

正当な理由がなく団体交渉を拒否したり、誠実に団体交渉を行わないこと。

(3)支配介入（労組法7条3号）

労働者が労働組合を結成したり運営することを支配し、もしくはこれに介入すること。労働組合の運営に要する費用を援助すること。（経費援助）

(4)労働委員会に申立て等をしたための不利益取扱い（労組法7条4号）

労働者が不当労働行為救済の申立てをしたこと、不当労働行為の命令に対して再審査の申立てをしたこと、労働委員会の審査、調整において証拠を提出したり発言したことを理由として、労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをすること。

不利益取扱い

「不当労働行為」を参照。

紛争調整委員会

都道府県労働局ごとに設置されている弁護士、大学教授等の労働問題の専門家である学識経験者により組織された委員会のこと。この紛争調整委員会の委員のうちから指名されるあっせん委員が、紛争解決に向けてあっせんを実施することになる。

平和条項

「争議行為は、労働委員会のあっせんまたは調停に付し、これが不調に終わった後でなければ行うことができない。」というような、

一定の調整手続を経るまでは争議行為を行うことができない旨の労働協約の条項。

補佐人

当事者または代理人に伴って労働委員会の調査、審問などに出頭して、当事者または代理人の陳述を補足したり、証人を尋問したりする者のこと。補佐人になるには、会長（審査委員長または審査委員）の許可を要する。

補助参加（行政訴訟への）

労働委員会の命令、決定を不服として当事者の一方が裁判所へ行政訴訟を提起した際に、もう一方の当事者が被告である労働委員会を補助するために訴訟に参加すること。

ポスト・ノーティス（post notice）

不当労働行為の救済命令の一種。過去の不当労働行為に関する陳謝文や、今後不当労働行為を繰り返さない旨の誓約文の掲示または手交のこと。

ま行

無関与和解

「和解」を参照。

命令

労働委員会が不当労働行為の救済申立てに対して行う行政処分のこと。命令の種類は次のとおり。

(1)全部救済

申立ての全てについて不当労働行為の成立を認め、申立人が求める救済内容も全て認めた命令のこと。

(2)一部救済

申立ての一部についてのみ不当労働行為の成立を認め、その他は棄却もしくは却下した命令のこと。または、申立ての全てについて不当労働行為の成立を認めたが、申立人が求める救済内容は一部のみを認めた命令のこと。

(3)棄却

申立ての全てについて不当労働行為の成立を認めず、申立てを退ける命令（決定）のこと。

(4)却下

申立てに必要な一定の要件を備えていない申立てについて、その内容を審査することを拒否する命令（決定）のこと。

申立人

労働委員会に対して不当労働行為の救済を求める労働組合及び労働者個人のこと。

や行

ユニオン・ショップ (union shop)

「採用の際には一定の労働組合の組合員であるかどうかは問わないが、採用後は一定期間内に一定の労働組合に加入しなければならず、そしてその組合からの脱退または除名により組合員資格を失ったときは解雇される」という協定のこと。

ら行

連合団体

連合団体である労働組合の略称。単位組合がそれぞれ労働組合としての独立性を保持しつつ1企業、1職業、1産業あるいは1地域等の範囲内で連合する組織形態をいう。単位組合に対して上部組合といわれることがある。

労使協定

使用者と事業場の過半数の労働者で組織された労働組合または過半数を代表する者との間で締結した文書のこと。労働基準法に定められており、いわゆる三六協定（時間外・休日労働に関する協定）や二四協定（賃金控除協定）など17種類の協定がある。

労働委員会

労働組合法によって国と都道府県に設けられた労使紛争を解決するための専門的な行政機関（行政委員会）のこと。公益委員、労働者委員及び使用者委員の三者同数で構成された合議制の機関で、大別して、不当労働行為の審査、判定を行う機能と労働争議のあっせん、調停、仲裁を行う機能をもつ。

(1)中央労働委員会（中労委）

厚生労働省の外局として国が設置するもので、東京都に置かれている。「二以上の都道府県にわたる事件」や「全国的に重要な問題に係る事件」を優先的に取り扱うほか、都道府県労働委員会の発した命令や決定の再審査などを行う。

(2)都道府県労働委員会（県労委）

都道府県が設けるもので、各都道府県に一つずつ置かれている。原則として、その都道府県域内の事案を取り扱う。

労働委員会の調整機能

労働争議は、本来、当事者である労働組合と使用者とが自主的に解決すべきであるが、関係当事者だけでなく、社会一般に対してもさまざまな影響をもたらすので、労働関係調整法によって、労働委員会が「あっせん」、「調停」、「仲裁」の方法により調整を行うことになっている。

労働関係紛争

労働組合と事業主との間の紛争である集団的労働争議（＝労働争議）と、個々の労働者と事業主との間の紛争である個別労働関係紛争のこと。（「労働争議」、「個別労働関係紛争」参照。）

労働協約

労働組合と使用者またはその団体との間に結ばれる労働条件その他に関する協定で、書面に作成し、両当事者が署名し、または記名押印することによってその効力を生ずる。

労働組合

労働者が主体となって自主的に労働条件の維持改善その他の経済的地位の向上を図ることを主たる目的として組織する団体またはその連合団体。

労働組合の組織率

労働組合に加入している労働者が労働者の総数中に占める割合を示す数値。

労働者委員（都道府県労委の）

労働者を代表する委員のこと（労働組合役員など）。労働組合からの推薦に基づいて、都道府県知事が任命する。

労働争議

労働関係の当事者間において、労働関係に関する主張が一致しないで、そのために争議行為が発生している状態、又は、発生するおそれがある状態。

わ行

和解

不当労働行為の有無を争っている当事者が互いに譲歩して救済申立事件を円満に解決すること。和解の種類は次のとおり。

(1)関与和解

労働委員会が当事者に種々の助言をしたり、仲立ちをした結果、当事者間に協定が締結されて事件が終結する和解のこと。または、労働委員会が和解案を示すなどして労働組合法第27条の14に基づく和解勧告を行い、勧告を当事者双方が受諾することによって成立する和解のこと。

(2)無関与和解

当事者が自主的に話し合っけて和解し、申立てを取り下げて事件が終結する和解のこと。